

堺市公報 第149号	令和2年12月11日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	13
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	14
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	15
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	20
○堺市東陶器小学校跡地土地区画整理事業の施行認可について	
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	21
<上下水道局告示>	
○地方公営企業法に基づく公金の収納業務の委託について	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	22

告 示

堺市告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

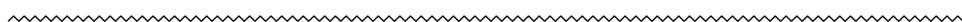
名称	所在地	指定年月日
すぎもと内科クリニック	堺市中区大野芝町23-1	令和2年11月1日
北尻耳鼻咽喉科	堺市堺区戎島町2-66 M・Y2堺駅前ビルII 1F	令和2年11月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
寺野歯科医院	堺市中区大野芝町23-1	令和2年11月2日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションけやき	堺市堺区昭和通4-61	令和2年10月1日
訪問看護ステーションわ	堺市西区鳳西町2-8-2 ハイツイエンディA棟105号室	令和2年11月1日
あかるい手訪問看護ステーション	堺市南区深阪南119 ダイヤモンドビル101号	令和2年11月1日



堺市告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
若林内科	堺市南区鴨谷台3-6-1	令和2年10月1日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
イズミ薬局諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町東3-371-1	令和2年11月30日
イズミ薬局浜寺店	堺市西区浜寺船尾町西4-557	令和2年11月30日

堺市告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
しんやしき産婦人科	フラワーベルクリニック	堺市東区西野461-1	令和2年11月1日

堺市告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	堺北診療所	堺市堺区宿屋町東2-1-5	令和2年10月1日
介護予防訪問リハビリテーション	堺北診療所	堺市堺区宿屋町東2-1-5	令和2年10月1日
介護予防訪問看護	堺北診療所	堺市堺区宿屋町東2-1-5	令和2年10月1日
訪問介護	朋友介護サービス	堺市中区深井中町579-3	令和2年10月1日

堺市告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	若林内科	堺市南区鴨谷台3-6-1	令和2年10月1日
訪問リハビリテーション	若林内科	堺市南区鴨谷台3-6-1	令和2年10月1日
訪問看護	若林内科	堺市南区鴨谷台3-6-1	令和2年10月1日
居宅療養管理指導	イズミ薬局浜寺店	堺市西区浜寺船尾町西4-557	令和2年11月30日
介護予防居宅療養管理指導	イズミ薬局諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町東3-371-1	令和2年11月30日
居宅療養管理指導	イズミ薬局諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町東3-371-1	令和2年11月30日
訪問介護	朋友介護サービス	堺市西区神野町2-14-1	令和2年9月30日

堺市告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第

50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	やさしい手塚東訪問介護事業所	在宅介護ハートスマイル塚東	堺市塚区一条通17-28 谷下ビル2階	令和2年11月1日
訪問介護	やさしい手塚東訪問介護事業所	在宅介護ハートスマイル塚東	堺市塚区一条通17-28 谷下ビル2階	令和2年11月1日

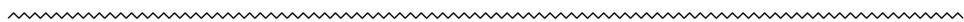
堺市告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	ゆい訪問介護サービスもず	堺市堺区中瓦町 1-2-5	堺市堺区旭ヶ丘 中町1-5-9	令和2年9月 15日
訪問介護	ゆい訪問介護サービスもず	堺市堺区中瓦町 1-2-5	堺市堺区旭ヶ丘 中町1-5-9	令和2年9月 15日
特定介護予防福祉用具販売	朋友福祉用具	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
特定福祉用具販売	朋友福祉用具	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
介護予防福祉用具貸与	朋友福祉用具	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
福祉用具貸与	朋友福祉用具	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
介護予防訪問サービス	朋友介護サービス	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
介護予防通所サービス	朋友デイサービス	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日
地域密着型通所介護	朋友デイサービス	堺市西区神野町 2-14-1	堺市中区深井中 町579-3	令和2年10月 1日



堺市告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山村 洸	ここね訪問鍼灸マッ サージ治療院	堺市北区新金岡町2－ 5－7－710	令和2年12月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山村 洸	ここね訪問鍼灸マッ サージ治療院	堺市北区新金岡町2－ 5－7－710	令和2年12月1日

堺市告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
河端 孝明	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1－28－6	令和2年10月31日
平本 唯	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1－28－6	令和2年10月31日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
利根川 浩一	利根川 浩一（出張 専門）	堺市東区白鷺町1-24 -8-404	令和元年10月31日

堺市告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776201473
事業所名称	ケアプラン笑楽 北野田
事業所所在地	堺市東区北野田407番地1
指定の申請者	株式会社バイオネスト
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番6号
代表者名	石野政道
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776003952
事業所名称	ゆい訪問介護サービス 深井
事業所所在地	堺市堺区中瓦町一丁2番5号
指定の申請者	株式会社NORTH SIDE
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区庭代台一丁22番4号
代表者名	北川昌
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766390385
事業所名称	訪問看護ステーショントライケア
事業所所在地	堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号
指定の申請者	永樂義克株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市千原町二丁目16番15号
代表者名	永樂栄蔵
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190439
事業所名称	医療法人眞祥会 訪問看護ステーションふくふく
事業所所在地	堺市中区深井清水町3985番地 HS深井ビル6階
指定の申請者	医療法人眞祥会

主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3985番地 H S 深井ビル6階
代表者名	福田真也
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776003960
事業所名称	心あい三国ヶ丘
事業所所在地	堺市堺区向陵西町三丁5-31 メゾンドMII 202号
指定の申請者	しんあい株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区市之町東三丁2番17-701号
代表者名	坂下和也
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776503027
事業所名称	ヘルパーステーション コージー南花田
事業所所在地	堺市北区南花田町88番地1号 新緑南花田1F
指定の申請者	株式会社社会福祉研究所
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目6番1号 シティタワー大阪408号
代表者名	山崎猛成
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776503035
事業所名称	スタートアップ訪問介護

事業所所在地	堺市北区新金岡町三丁4番5号
指定の申請者	スタートアップ合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市加納一丁目8-21
代表者名	松本祥一
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303063
事業所名称	ウェルF i r m訪問介護
事業所所在地	堺市西区鳳南町一丁3番3号 W6号室
指定の申請者	株式会社W e l i n n o v A t i o N
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳南町一丁3番3号 W6号室
代表者名	中野美菜子
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766390385
-----------	------------

事業所名称	訪問看護ステーショントライケア
事業所所在地	堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号
指定の申請者	永楽義克株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市千原町二丁目16番15号
代表者名	永楽栄蔵
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766190439
事業所名称	医療法人眞祥会 訪問看護ステーションふくふく
事業所所在地	堺市中区深井清水町3985番地 HS深井ビル6階
指定の申請者	医療法人眞祥会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3985番地 HS深井ビル6階
代表者名	福田真也
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

堺市告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2796500227
事業所名称	いきいきデイサービス労災病院前
事業所所在地	堺市北区長曾根町1467番1 メディカルエイトワンビル202
指定の申請者	株式会社白寿会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区北花田町三丁17番地26
代表者名	渡辺千佳子
指定年月日	令和2年12月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

堺市告示第447号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
藤森 正樹	消化器内科	小腸機能障害、肝臓機能障害	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和2年12月1日
中村 雅憲	内科、外科、消化器内・外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	内科・外科・内視鏡 みやびクリニック	堺市堺区西湊町6丁5-18スタイル店街西湊	令和2年12月1日
新田 武弘	脳神経外科	肢体不自由	社会医療法人頌徳会 日野病院	堺市東区北野田626番地	令和2年12月1日

青柳 健一	内科	じん臓機能障害	社会医療法人頌徳会 日野病院	堺市東区北野田626番地	令和2年12月1日
中島 仁	整形外科	肢体不自由	社会医療法人啓仁会 堺咲花病院	堺市南区原山台2-7-1	令和2年12月1日
北尻 真一郎	耳鼻咽喉科、アレルギー科	聴覚障害	北尻耳鼻咽喉科	堺市堺区戎島町2丁66 M・Y2 堺駅前ビル II 1 F	令和2年12月1日
影山 悠	脳神経外科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和2年12月1日
清水 保臣	透析内科	じん臓機能障害、ぼうこう機能障害	医療法人恵泉会 堺平成病院	堺市中区深井沢町6番地13	令和2年12月1日

堺市告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
石津24号線	堺区石津町2丁1344番1地先	旧	2.12 2.16	9.46	(イ048) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町2丁1344番1地先	新	2.12 3.43		
南田出井2号線	堺区南田出井町2丁28番21地先	旧	3.66 3.67	9.00	(ミ052) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南田出井町2丁28番23地先	新	3.84 3.85		
平井45号線	中区平井1084番1地先	旧	4.00 4.00	8.12	(ト934) 開発に伴う寄付 関係分
	中区平井1084番1地先	新	4.00 4.97		
北野田42号線	東区北野田538番20地先	旧	4.62	2.00	(キ210) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田538番20地先	新	4.62		
西野11号線	東区西野128番113地先	旧	3.91 3.97	15.19	(ニ042) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野128番48地先	新	3.96 3.99		
鳳中6号線	西区鳳中町4丁119番1地先	旧	3.63 3.69	25.65	(ハ152) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町4丁119番7地先	新	4.16 4.20		
鳳中27号線	西区鳳中町4丁119番1地先	旧	3.60 3.63	13.42	(ハ173) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町4丁119番1地先	新	4.15 4.17		
草部10号線	西区上22番5地先	旧	2.91 3.32	20.05	(ノ026) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上22番7地先	新	2.91 4.00		
浜寺石津中3号線	西区浜寺石津町中4丁514番2地先	旧	2.70 3.13	5.97	(ハ060) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中4丁514番2地先	新	3.10 4.00		
桃山台41号線	南区桃山台4丁4番6地先	旧	6.25	0.86	(ト298) 開発に伴う寄付 関係分
	南区桃山台4丁4番6地先	新	6.25		
蔵前3号線	北区蔵前町3丁1066番12地先	旧	2.82 3.86	14.33	(ノ011) 開発に伴う寄付 関係分
	北区蔵前町3丁1066番13地先	新	3.41 4.35		

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
中百舌鳥12号線	北区中百舌鳥町5丁775番42地先	旧	3.16 3.50	3.95	(†166) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中百舌鳥町5丁775番42地先	新	3.93 4.10		
東上野芝5号線	北区東上野芝町2丁370番3地先	旧	6.08	2.00	(†122) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東上野芝町2丁370番3地先	新	6.08		
辻之6号線	中区辻之1117番1地先	旧	3.92 6.10	53.96	(†056) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	中区辻之1117番1地先	新	3.92 6.40		
辻之6号線	中区辻之1152番1地先	旧	4.60 4.70	7.82	(†056) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	中区辻之1152番1地先	新	4.65 4.70		
深井畑山2号線	中区深井畑山町230番1地先	旧	2.95 3.05	83.26	(7003) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	中区深井畑山町229番1地先	新	4.83 4.87		
和田27号線	南区和田360番2地先	旧	4.40	2.00	(†067) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	南区和田360番2地先	新	4.40		
北長尾4号線	北区北長尾町4丁134番2地先	旧	2.19 3.03	25.43	(†040) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	北区北長尾町4丁134番2地先	新	3.45 3.87		
野遠6号線	北区野遠町31番10地先	旧	4.06 4.24	14.15	(†038) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	北区野遠町31番9地先	新	5.38 5.47		
黒山1号線	美原区黒山538番1地先	旧	4.95 5.10	21.76	(†209) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	美原区黒山538番1地先	新	5.83 5.99		

公 告

堺市公告第703号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

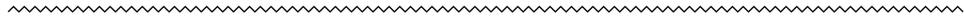
令和2年12月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
介護保険システム改修業務（介護保険法改正対応等） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
健康福祉局長寿社会部介護保険課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月27日
- 4 随意契約の相手方氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 齋藤 隆
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥59,083,332－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第704号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定により次の事項を公告する。

令和2年12月11日

堺市長 永藤英機

1 施行者の名称

堺市 代表者 堺市長 永藤 英機

2 事業施行期間

施行認可公告日から令和5年6月30日まで

3 施行地区

堺市中区陶器北及び堺市中区福田の各一部

4 土地区画整理事業の名称

堺市東陶器小学校跡地土地区画整理事業

5 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

6 施行認可の年月日

令和2年11月26日

7 施行者の住所

堺市堺区南瓦町3番1号

- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年の3月31日まで
- 9 公告の方法
堺市の電子公報に掲載する。

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、堺市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類
水道料金及び下水道使用料
- 2 委託する業務
水道料金等PAYSLE・ペーパーレス決済サービス収納代行業務
- 3 委託する期間
令和2年11月12日から令和3年3月31日まで
- 4 受託者の名称、住所及び代表者の職氏名
株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦 陽司